

保健所からのひとこと!

たばこの消費削減をめざし、世界保健機構(WHO)の主導で策定された「たばこ規制枠組み条約」がH17年2月に発効されました。この条約は公衆衛生分野では初めての国際条約です。日本もこの条約の批准国としてH17年2月27日から取り組みをすすめることになりました。今回は「たばこ規制枠組み条約」について情報提供させていただきます。

対策1 5年以内に広告の全面禁止

- 電車・バス車内の交通広告をH16年9月末で打ち切り
- 街頭にある屋外看板をH17年3月末で原則撤去予定



今後も、たばこ店頭、自販機、成人の読者を対象とした新聞紙・雑誌等では自由に広告が出せる!!



喫煙は、あなたにとって肺がんの原因の一つであり、心臓疾患、未成年者の喫煙は健康に対する悪影響やたばこの依存性、妊娠中の喫煙は、胎児の発育障害や早産の原因の一つとなります。

① この条約により「看板広告」など「子ども達が広告を目にしやすい、公共性の高い場での広告」は原則禁止となります。しかし日本のたばこの広告は、このように「スマート」「かっこいい」「大人っぽい」などのイメージが強調されており、条約発効後も引き続き、子どもが広告などをきっかけに、たばこを吸い始めないよう「たばこの害」を正しく伝える必要があります。

対策2 3年以内にたばこの箱の3割以上に「たばこの有害性」を警告表示

(H17年7月から)

H17年1月から発売されている警告表示付きのハイライト(肺気腫・未成年者の喫煙に関する警告)

肺がん・心筋梗塞・脳卒中・肺気腫・妊娠中の喫煙の害・周囲の人への害・ニコチン依存・未成年者の喫煙等、8種類の警告文を銘柄ごとに表示する



警告：喫煙は肺がんの原因



肺がんの85%は、喫煙が原因。80%の肺がん患者は3年以内に死亡。

カナダのたばこパッケージ

② この条約により「たばこによる健康被害」の情報を、たばこのパッケージ面積の5割以上、最低でも3割以上のスペースを使い警告表示することが義務付けられます。日本では3割のスペースを使い、「警告文」が表示されることになりました。すでにH17年1月から発売されている警告文付きのたばこのパッケージは左上の写真です。しかし外国のたばこの警告表示を見てみると、たばこによって引き起こされる病気の写真などが添付されており、「たばこによる健康被害」の情報を明確に表示しています。

③ この条約では「未成年者への販売禁止」の取り組みが大きな柱となっています。奈良県の調査においては、全国同様、子ども達がたばこを入手する方法として最も多いのが「自動販売機」です。子どもが自販機からたばこを安易に購入できないように、今後「成人識別機能付きの自販機」が設置される事になります。しかし自販機はあくまでも「機械」であり購入者が未成年でないことをきっちり確認する機能を持ちません。自販機の管理者には特に未成年者に販売しないための対策が求められます。

対策3 未成年者への販売禁止

さて、質問です!

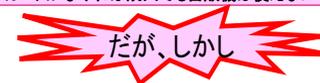
日本国内に、たばこの自販機は約何台あるでしょうか?

- 45,000台
- 330,000台
- 620,000台

質問の答え：正解は③です!

成人識別機能付き自販機

- 生年月日と顔写真が入ったICカードを成人向けに発行
- 2008年までにすべての自販機を置き換える(今年6月から鹿児島県・種子島で運用試験が行われている)
- ICカードがなければ成人でも自販機は使えない



ICカードがあれば未成年者でも購入できる!!

生駒市内にある大手スーパー「ディアーズコープいこま」は、「お客様の健康づくりを応援する企業」として、保健所や生駒市健康課と連携して「健康フェア」を開催したことをきっかけに「未成年者へのたばこの販売」について確実な管理ができない場所に設置してある自販機の販売を中止されました。

大手スーパー「ディアーズコープいこま」の未成年者への販売禁止対策

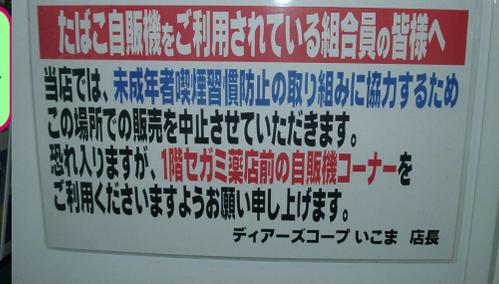


2階踊り場に設置された自販機

「未成年が購入している」という指摘を、お客様から受けた事も...

子どもが購入していても販売者として管理できていない現状があった

自販機での販売中止のお知らせ



「販売中止」を知らせるこのポスターには「未成年者への販売禁止の必要性」を啓発する効果があり、お客さまから苦情などは一切なく、「よい取り組みですね」という声がかかっているという事です。条約発効により「成人識別機能付き自販機」が設置されても「ディアーズコープいこま」のように「未成年者には決して、たばこを売らない」ための取り組みの徹底を、すべての自販機管理者には考えてほしいと思います。